

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

第3回 宿泊衛生専門委員会



いちご^{いちえ}会とちぎ国体
第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

日時 令和2年9月2日（水）午後1時30分～

会場 下野市役所庁舎2階 203会議室

目 次

■ いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 宿泊衛生専門委員会

(1) 報告事項

| | | | |
|-------|--------------------------------|-----|---|
| 報告第1号 | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会宿泊衛生委員会委員の変更 | ・・・ | 2 |
| 報告第2号 | 鹿児島国体の延期等について | ・・・ | 3 |
| 報告第3号 | いちご一会とちぎ国体合同配宿業務について | ・・・ | 4 |
| 報告第4号 | 医療救護体制構築および医師・看護師確保手順について | ・・・ | 7 |

(2) 審議事項

| | | | | |
|-------|------------|-------------------|-----|----|
| 審議第1号 | いちご一会とちぎ国体 | 下野市医療救護対策実施要領(案) | ・・・ | 13 |
| 審議第2号 | いちご一会とちぎ国体 | 下野市感染症(防疫)対策要領(案) | ・・・ | 20 |
| 審議第3号 | いちご一会とちぎ国体 | 下野市食品衛生対策要領(案) | ・・・ | 22 |
| 審議第4号 | いちご一会とちぎ国体 | 下野市環境衛生対策実施要領(案) | ・・・ | 23 |
| 審議第5号 | いちご一会とちぎ国体 | 下野市弁当調達要項(案) | ・・・ | 25 |
| 審議第6号 | いちご一会とちぎ国体 | 下野市弁当調製施設選考基準(案) | ・・・ | 28 |
| 審議第7号 | いちご一会とちぎ国体 | 下野市開催競技会場等設計(案) | ・・・ | 別紙 |

(3) 参考資料

| | | |
|------------------------------------|-----|----|
| ○いちご一会とちぎ国体開催準備経過について | ・・・ | 31 |
| ○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則 | | |
| ○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総会から常任委員会への委任事項 | | |
| ○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 委員名簿 | | |
| ○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 顧問・参与名簿 | | |
| ○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 役員名簿 | | |
| ○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程 | | |
| ○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会各専門委員会委員名簿 | | |
| ○いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画 | | |
| ○いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】 | | |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第3回 宿泊衛生専門委員会

次 第

日時 令和2年9月2日(水)

午後1時30分～

場所 市庁舎2階 203 会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 宿泊衛生専門委員会

(1) 報告事項

- 報告第1号 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会宿泊衛生委員会委員の変更
- 報告第2号 鹿児島国体の延期等について
- 報告第3号 いちご一会とちぎ国体宿料金の決定及び合同配宿業務について
- 報告第4号 医療救護体制構築および医師・看護師確保手順について

(2) 審議事項

- 審議第1号 いちご一会とちぎ国体 下野市医療救護対策実施要領(案)
- 審議第2号 いちご一会とちぎ国体 下野市感染症(防疫)対策要領(案)
- 審議第3号 いちご一会とちぎ国体 下野市食品衛生対策要領(案)
- 審議第4号 いちご一会とちぎ国体 下野市環境衛生対策実施要領(案)
- 審議第5号 いちご一会とちぎ国体 下野市弁当調達要項(案)
- 審議第6号 いちご一会とちぎ国体 下野市弁当調達施設選考基準(案)
- 審議第7号 いちご一会とちぎ国体 下野市開催競技会場等設計(案)

(3) その他

4. 閉 会

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第3回 宿泊衛生専門委員会

報 告 事 項



報告第1号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会宿泊衛生専門委員会委員の変更

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、令和2年2月5日から令和2年9月1日までの間におけるいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会宿泊衛生専門委員会委員の変更について、次のとおり報告する。

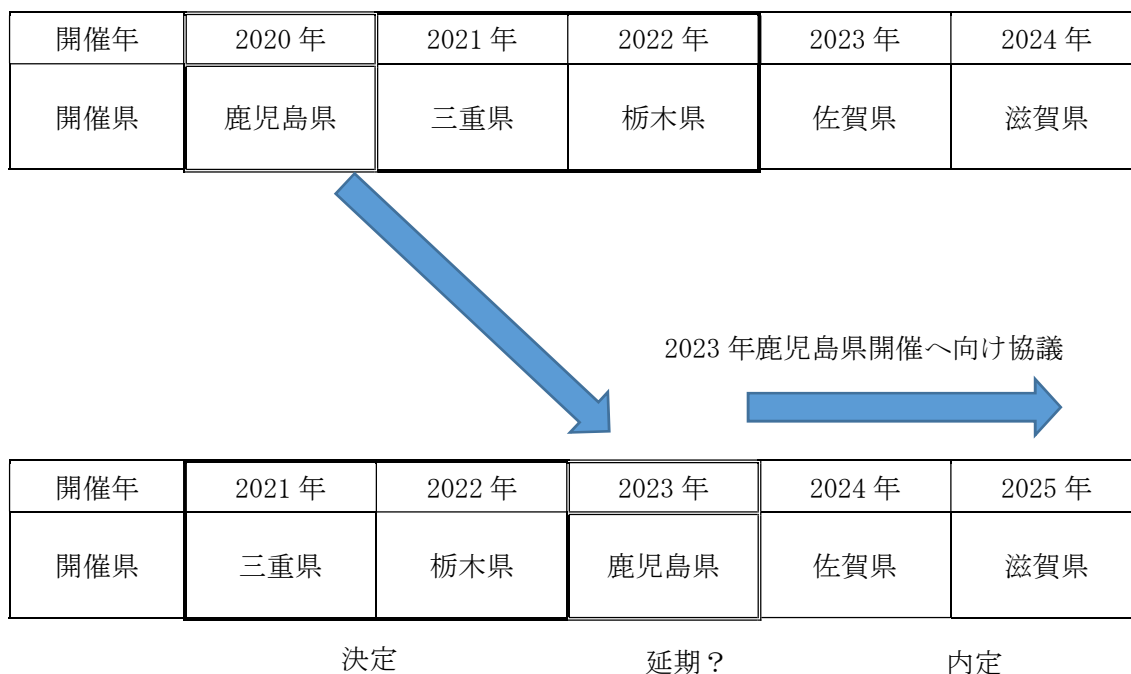
専門委員（3名）

（敬称略）

| 機関・団体名 | 後任者 | 前任者 |
|-----------------------|---------------|--------|
| 一般社団法人下野市観光協会 | 事務局長 山内 隆匡 | 川嶋 恵美子 |
| 一般社団法人 小山地区医師会下野市部 | 都丸 高志 | 佐藤 慎 |
| 下野市産業振興部農政課 | 課長 野口 範雄 | 清水 光則 |

報告第2号

鹿児島国体の延期等について



今年度開催予定の鹿児島国体は、新型コロナウイルス感染拡大により、延期が決定されたものの、延期の時期については、現在も未決定である。

新聞等報道によると、鹿児島国体の開催時期決定に関して、鹿児島県知事が佐賀県知事へ2023年鹿児島国体開催への協力を要請。佐賀県の山口知事は1年遅れの2024年開催について検討していく考えを示しているとのこと。

国体については、2021年三重、2022年栃木開催は決定されており、2023年佐賀、2024年滋賀が内定されている状況。また、全国2巡目を終える2033年鳥取開催までは内々定している。

公益財団法人日本スポーツ協会においては、2021年三重を予定通り開催していくことを発表しているが、鹿児島国体の延期時期が正式に決定していない状況のため、栃木国体への影響も現時点では不明である。

三重国体リハーサル大会について

- ・第25回ジャパンオープンハンドボールトーナメント（R2.7.11～7.14予定）
- ・第56回全国社会人サッカー選手権大会（R2.10.16～10.21予定）

令和2年（2020年）に開催予定であった三重国体の競技別リハーサル大会は中止決定。



いちご一会とちぎ国体合同配宿業務
合同配宿業務について

抜粋

令和2年7月

株式会社 J T B 宇都宮支店

2 合同配宿業務・本部について（概要）

（1）設置の趣旨

国体で宿泊が予想される延べ約15万人の選手・監督、役員等の配宿業務を、迅速かつ確実に実施するため、県実行委員会と会場地市町実行委員会が担う配宿業務を合同で行うこととし、その業務の一部を旅行会社に委託していきます。



2 合同配宿業務・本部について（概要）

（2）業務スケジュール

| 年度 | 仮配宿～本配宿 | 宿泊施設実態調査 | 客室確保・条件整備 | 配宿WEBシステム |
|----------------------|---|--|--|---|
| R2年度 | 会場地市町ヒアリング ↓ 第2次仮配宿計画 ・9/末までに作成 ↓ 会場地市町との調整 (広域配宿等) | 宿泊施設説明会 ・10月を想定 ・ブロック別に開催 ↓ 宿泊施設実態調査 ・10月中旬以降 実施を想定 ・原則会場地市町と 受託会社同行で 調査を実施 | 宿泊施設のサービス 状況を事前チェック ・食事提供内容 (2食提供対策) ・ランドリーサービス ・駐車場台数 ・バスの乗降場所 →客室確保 食事提供対策 | 本大会システムの基本 設計 宿泊施設実態調査 プログラム稼働 仮配宿プログラム稼働 |
| 9/末 中間報告書提出 | | | | |
| 3月 年度報告書提出 | | | | |
| R3年度 | 第3次仮配宿計画 ・6月末までに作成 ・第2次計画の調整 ・競技団体本部宿舍 及び選手・監督配 宿施設の確定 | 追加詳細調査 ・受入れ条件確認 | 客室確保 →受入れ条件の整備 冬季国体客室確保・ 受入条件整備完了 ・9月末 | |
| 9/末 中間報告書提出 | | | | |
| 10/1～(予定) 合同配宿センター設置 | | | | |
| | 冬季国体受付開始 ↓ 本配宿 | | 冬季大会宿泊施設との 協定書締結 ・10月末 会期前・本大会 宿泊施設との協定書締 結 ・3月末 | 冬季大会本配宿 システム稼働 |
| 3月 年度報告書提出 | | | | |
| R4年度 | 本配宿 | | | |

令和2年度 会場地市町村における医療救護体制構築について

1 趣旨

会場地市町村は、国体競技開催期間中における傷病者発生に備え、各競技会場等において医療救護体制を整備する必要があります。そのため、事前に医療従事者（医師、看護師等）の確保及び医療救護関連計画の策定等を行うものとします。

2 業務計画案

| 年度 | 業務計画 |
|------------------------|---|
| 令和2（2020）年度 【開催2年前】 | <ul style="list-style-type: none"> ・会場地市町村は、自らの競技会場における医療従事者必要見込数を試算 ※試算結果を県に報告【救護所設置計画調査（第一次）】 ・県は【救護所設置計画調査（第一次）】の結果を取りまとめ、県医師会等に情報提供 ・会場地市町村は、地元郡市医師会に医師確保について、地元医療機関に看護師確保について相談 ※【救護所設置計画調査（第一次）】について、県が県医師会等に情報提供し、県医師会や県看護協会から各支部等への協力要請後に相談を開始 ※看護師確保については、各市町村の保健師活用も検討 ・会場地市町村は、「医療救護実施要領」を作成 ※県において今後作成する指針を参考に作成 等 |
| 令和3（2021）年度 【開催1年前】 | <ul style="list-style-type: none"> ・会場地市町村は、医師、看護師等の協力取り付け（正式協定は開催年） ・【救護所設置計画調査（第二次）】を県に報告 ※広域的な確保対策が必要になった場合は県委員会を通して県医師会、県看護協会に派遣を依頼 ・救護所等設置計画の作成 ・医療救護薬品・資機材整備計画の策定 ※ドーピング禁止物質の有無を確認 ・救急自動車等配車計画の策定 等 |
| 令和4（2022）年度 【開催年】 | <ul style="list-style-type: none"> ・郡市医師会等と協定書の締結、医師・看護師等の照会、派遣依頼 ・医薬品・資機材調達 ・救護所設置、運営 等 |

3 医師・看護師確保のための手順について

- (1) いちご一会とちぎ国体における救護所の設置・運営に伴う医師確保について(参考資料1)
- (2) いちご一会とちぎ国体における救護所の設置・運営に伴う看護師等確保について(参考資料2)

4 参考

- (1) いきいき茨城ゆめ国体競技会場における医師・看護師等確保人数(延べ人数)

| | |
|--------------|-------|
| 医師 | 195 人 |
| 歯科医師 | 36 人 |
| 看護師 | 227 人 |
| 保健師 | 444 人 |
| アスレティックトレーナー | 25 人 |

- (2) いきいき茨城ゆめ国体競技会場における医師・看護師謝金等について

(県医師会、郡市医師会、県看護協会を通じて派遣依頼した場合)

| | 4 時間以内 | 4 時間を超える場合の 1 時間あたり加算額 |
|-----|----------|---------------------------|
| 医師 | 30,000 円 | 7,500 円 |
| 看護師 | 6,500 円 | 1,625 円 |

※端数時間は、30 分以上は1 時間に切り上げ、30 分未満は切り捨てる。

※旅費は、各市町村(実行委員会)で定める規程に基づき支給する。

※保険は、各市町村(実行委員会)で費用と負担し、傷害保険及び損害賠償責任保険の加入手続きを行う。

- (3) 先催県の各競技における医療従事者の配置実績(参考資料3)

いちご一会とちぎ国体における救護所の設置・運営に伴う医師確保について

1 県委員会と会場地委員会の役割

- (1) 県委員会は、国体の総合開・閉会式における救護本部・救護所の設置及び運営を担当する。
- (2) 会場地委員会は、国体競技会場等の救護所（救護本部）の設置及び運営を担当する。

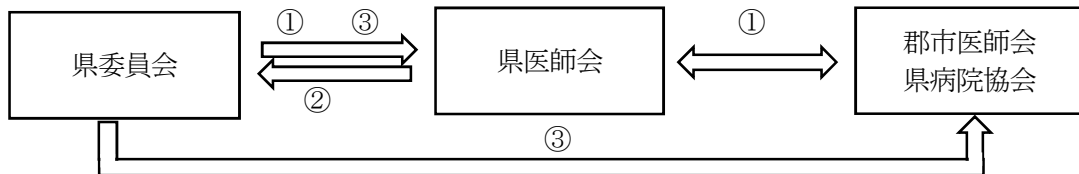
2 包括連携協定の締結

県委員会と県医師会は、いちご一会とちぎ国体の医療救護に係る協定を締結する。

3 医師確保のための手順

(1) 総合開・閉会式（県委員会）

- ① 県委員会は、県医師会に医師派遣を依頼し、県医師会は郡市医師会及び県病院協会と調整の上、派遣医師を確保する。
- ② 県医師会は、派遣人数割り当て案を作成し、県委員会に提出する。
- ③ 県委員会は、②の割り当て案に基づき、派遣元郡市医師会及び派遣元病院に医師の派遣を依頼するとともに、その結果を県医師会に報告する。

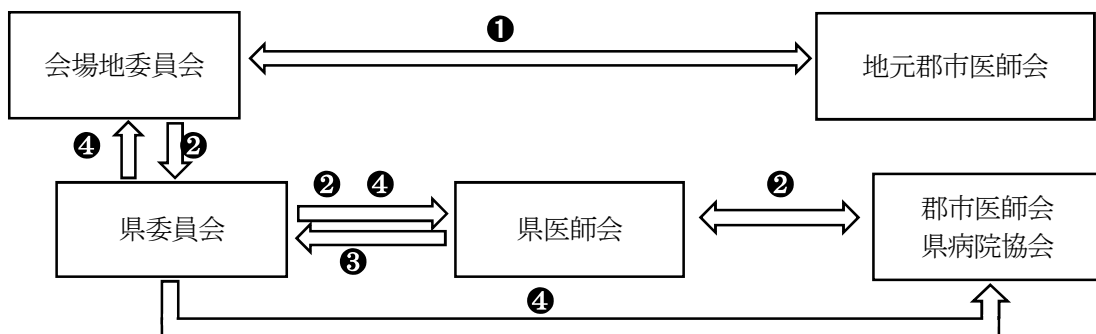


(謝金等の取扱い)

- ・ 県委員会は、県医師会と派遣医師の謝金等に係る調整を行う。調整結果は、県委員会から会場地委員会に、県医師会から郡市医師会及び県病院協会に情報提供する。
- ・ 県委員会は、派遣元郡市医師会及び派遣元病院と派遣医師の謝金等に係る協定を締結する。

(2) 国体競技会場等（会場地委員会）

- ① 会場地委員会は、地元郡市医師会に医師派遣を依頼し、地元郡市医師会は調整の上、派遣医師を確保する。
- ② 会場地委員会は、①で必要な人数を確保できなかった場合、県委員会を通して県医師会に医師の派遣を依頼し、県医師会は郡市医師会及び県病院協会と調整の上、派遣医師を確保する。
- ③ 県医師会は、派遣人数割り当て案を作成し、県委員会に提出する。
- ④ 県委員会は、③の割り当て案に基づき郡市医師会及び県病院協会に医師派遣を依頼し、必要人数を確保するとともに、その結果を、県医師会と会場地委員会に報告する。



(謝金等の取扱い)

- ・ 会場地委員会は、県委員会からの謝金に係る情報提供に基づき、派遣元郡市医師会及び派遣元病院と派遣医師の謝金等に係る協定を締結する。

いちご一会とちぎ国体における救護所の設置・運営に伴う看護師等確保について

1 県委員会と会場地委員会の役割

- (1) 県委員会は、国体の総合開・閉会式における救護本部・救護所の設置及び運営を担当する。
- (2) 会場地委員会は、国体競技会場等の救護所（救護本部）の設置及び運営を担当する。

2 看護師等確保のための手順

(1) 総合開・閉会式（県委員会）

- ① 県委員会は、県看護協会に看護師等の派遣を依頼し、県看護協会は各支部と調整の上、派遣看護師等を確保する。
- ② 県看護協会は、派遣人数割り当て案を作成し、県委員会に提出する。
- ③ 県委員会は、②の割り当て案に基づき、派遣元支部及び派遣元病院に看護師等の派遣を依頼するとともに、その結果を県看護協会に報告する。

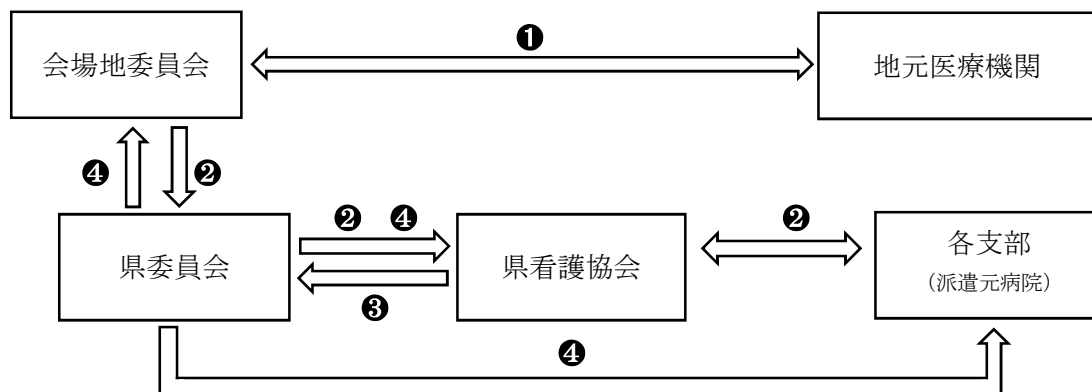


〈謝金等の取扱い〉

- ・ 県委員会は、県看護協会と派遣看護師等の謝金等に係る調整を行う。調整結果は、県委員会から会場地委員会に情報提供するとともに、県看護協会から各支部に情報提供する。
- ・ 県委員会は、県看護協会と派遣看護師等の謝金等に係る協定を締結する。

(2) 国体競技会場等（会場地委員会）

- ① 会場地委員会は、地元医療機関に看護師等の派遣を依頼し、確保する。
- ② 会場地委員会は、①で必要な人数を確保できなかった場合、県委員会を通して県看護協会に看護師等の派遣を依頼し、県看護協会は各支部と調整の上、派遣看護師等を確保する。
- ③ 県看護協会は、派遣人数割り当て案を作成し、県委員会に提出する。
- ④ 県委員会は、③の割り当て案に基づき派遣元支部及び派遣元病院に看護師等の派遣を依頼し、必要人数を確保するとともに、その結果を、県看護協会と会場地委員会に報告する。



〈謝金等の取扱い〉

- ・ 会場地委員会は、県委員会からの謝金に係る情報提供に基づき、県看護協会と派遣看護師等の謝金等に係る協定を締結する。

先催県救護所医師等の配置実績

【下野市】

| 競技 | 開催県 | 種別 | 会場名 | 救護所 設置期間 | 設置 日数 | 配置人数 | | | | | 備考 |
|------|-----|--------------|--------------|-------------|----------|------|---|---|----|----|----|
| | | | | | | 医 | 歯 | 看 | 保 | AT | |
| サッカー | 岩手 | 少年男子 | 遠野運動公園陸上競技場 | 10/2～10/6 | 5 | | | | 10 | | |
| | | | 遠野市国体記念公園 | 10/2～10/3 | 2 | | | | 4 | | |
| | 愛媛 | 少年男子 | 新居浜市営サッカー場 | 10/1～10/4 | 4 | | | 4 | 4 | | |
| | | | ひうち陸上競技場 | 10/1～10/4 | 4 | | | 4 | 4 | | |
| | 福井 | 全種別 | テクノボーツ福井総合公園 | 9/30～10/4 | 5 | 1 | | 8 | 5 | | |
| | | | 三国運動公園 | 9/30～10/3 | 4 | 1 | | 6 | 4 | | |
| | | | 丸岡スポーツランド | 9/30～10/4 | 5 | 1 | | 8 | 5 | | |
| | 茨城 | 成年男子 少年男子 | カシマサッカースタジアム | 9/30～10/3 | 4 | | | 4 | | | |
| | | | ト伝の郷多目的広場 | 9/30～10/1 | 2 | | | 2 | | | |
| | | | 高松緑地多目的球技場 | 9/30～10/1 | 2 | | | 2 | | | |
| | | | 新居浜緑地多目的球技場 | 9/29～10/2 | 4 | | | 3 | | | |
| | | | 北浜多目的球技場 | 9/29～10/3 | 5 | | | 4 | | | |
| | 鹿児島 | 少年男子 | 加世田運動公園陸上競技場 | | | | | | | | |
| | | | 加世田運動公園多目的広場 | | | | | | | | |
| | | | 吹上浜海浜公園運動広場 | | | | | | | | |
| | 三重 | 成年男子 | 中央緑地陸上競技場 | | | | | | | | |

| 競技 | 開催県 | 種別 | 会場名 | 救護所 設置期間 | 設置 日数 | 配置人数 | | | | | 備考 |
|--------|------|-------------|--------------------|-------------|----------|------|----|---|----|----|----|
| | | | | | | 医 | 歯 | 看 | 保 | AT | |
| ハンドボール | 岩手 | 全種別 | 花巻市総合体育館 | 10/6～10/10 | 5 | | 10 | 4 | 11 | | |
| | | | 花巻市民体育館 | 10/6～10/10 | 5 | | 4 | 4 | | | |
| | | | 富士大学スポーツセンター | 10/6～10/10 | 5 | | 4 | 4 | | | |
| | 愛媛 | 成年男女 | 西条市総合体育館 | 10/5～10/9 | 5 | | 5 | 5 | 5 | | |
| | | | ビバ・スポルティアSAIJO | 10/5～10/7 | 3 | | | 5 | 6 | | |
| | | 少年男女 | 松山市総合コミュニティセンター体育館 | 10/5～10/9 | 5 | | 6 | 5 | | | |
| | | | 北條スポーツセンター体育館 | 10/5～10/7 | 3 | | 3 | 3 | | | |
| | 福井 | 成年男子 | 福井県営体育館 | 9/13～9/17 | 5 | | | 5 | 5 | | |
| | | 成年女子 | 福井市体育館 | 9/13～9/16 | 4 | | | 4 | 4 | | |
| | | 少年男子 | 緑の森ふれあいセンター | 9/13～9/16 | 4 | | | 4 | 8 | | |
| | | 少年女子 | 北陸電力福井体育館 | 9/13～9/17 | 5 | | | 7 | 10 | | |
| | 茨城 | 成年男女 | 坂東市総合体育館 | 10/3～10/7 | 5 | | | 5 | 10 | | |
| | | | 岩井高等学校体育館 | 10/3～10/4 | 2 | | | 2 | 4 | | |
| | | 少年男女 | 水海道総合体育館 | 10/3～10/7 | 5 | | | 5 | 10 | | |
| | | | 水海道第二高等学校体育館 | 10/3～10/6 | 4 | | | 3 | 6 | | |
| | | 成年女子 | 常総運動公園体育館 | 10/3～10/6 | 4 | | | 4 | 8 | | |
| | 鹿児島 | 成年男女 | 霧島市牧園アリーナ | | | | | | | | |
| | | | 霧島市横川体育館 | | | | | | | | |
| | | | 霧島市溝辺体育館 | | | | | | | | |
| | | 少年男女 | 霧島市国分体育館 | | | | | | | | |
| | | | 霧島市隼人体育館 | | | | | | | | |
| 三重 | 成年男女 | AGF鈴鹿体育館 | | | | | | | | | |
| | | スポーツの杜鈴鹿体育館 | | | | | | | | | |
| | 少年男子 | 員弁運動公園体育館 | | | | | | | | | |
| | | 北勢中学校体育館 | | | | | | | | | |
| | 少年女子 | ゆめドームうえの | | | | | | | | | |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第3回 宿泊衛生専門委員会

審 議 事 項



審議第1号

いちご一会とちぎ国体下野市医療救護対策実施要領（案）

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体下野市医療救護対策要項に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における医療救護対策の実施及び救護所の設置・運営に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 救護所の設置

ア 競技会場の適切な場所に救護所を設置し、必要に応じて医師、看護師、保健師及び救護所係員等を配置する。なお、練習会場については、必要に応じて適切な場所に設置し、救護活動するものとする。

イ 救護所に備え付ける医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）及び必要な物品は、関係機関等の指導を受けて選定する。また、医薬品については、関係機関・団体等の協力を得てアンチドーピングに細心の注意を払って配備する。

ウ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から救護所内が見えないようにする。

エ 救護所を明示する為の看板等を設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師若しくは看護師、保健師、救急隊員等を置く。

(3) 救護所の設置期間及び開設時間

ア 設置期間は、原則として各競技会場の競技日とする。

イ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとし、実行委員会は必要に応じて延長することができる。

4 救護所における医療救護

(1) 救護所では、応急処置を行う。処置を行った際には「処理記録兼診療依頼書（様式第1号）」に所定の事項を記載する。

(2) 傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、車両等での移送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ず傷病者の関係者等が同行することとし、「処理記録兼診療依頼書（様式第1号）」を交付する。

医療機関に移送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。

(3) 救護所係員は、医療機関に傷病者を移送した場合、速やかに実行委員会へ報告する。また、傷病者のその後の症状、経過を把握するように努める。

5 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

6 宿舎における医療救護

(1) 傷病者が発生した場合は、必要に応じて緊急自動車の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を宿泊施設管理者が行うものとする。また、その後速やかに実行委員会にその旨を

報告するよう、宿舍の責任者に対し周知徹底を図る。なお、医療機関で受診をする場合は、必ず傷病者の関係者が同行する。

(2) 傷病者が医療機関に搬送された場合、宿舍の責任者又は傷病者の関係者は、下記の事項を実行委員会に報告（夜間の場合は翌日）する。

- ア 宿舍名
- イ 所属都道府県 氏名
- ウ 競技名、種目、種別及び参加区分
- エ 搬送した医療機関
- オ 事故または持病の発生時間、発生原因、及び現在の状況
- カ 競技参加の支障の有無
- キ 付き添い者の氏名及び連絡先

7 医療費の負担

- (1) 競技会場及び練習会場での応急処置にかかる経費は、実行委員会が負担する。
- (2) 傷病者が医療機関において、健康保険証を提示して受診した場合は医療費の本人負担分を、提示しないで受診した場合は医療費の全額を傷病者本人が負担する。

8 事務処理

救護所等の医師若しくは看護師（保健師）、及び救護所係員等は、業務にあたり相互に連絡調整を図り、次の書類に所定の事項を記載し、当日業務終了後速やかに実行委員会に提出する。

- (1) 処置記録兼診療依頼書（様式第1号）
- (2) 救護日報（様式第2号）
- (3) 取扱傷病者一覧表（様式第3号）

8 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、医療救護について必要な事項については、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における救護所の設置及び運営についても、必要に応じてこの要領を準用する。
- (3) 医療救護関係者の心得として、傷病者の状況を記録し、関係者の問合せに支障の内容にするとともに、傷病者のプライバシーの保護に十分に配慮する。

処置記録兼診療依頼書

| | | | | |
|----------|------------|---|-------|------------------------|
| 取扱救護所 | | | 発行番号 | No. |
| 発症場所 | | 式典中・競技中・観戦中・移動中 その他 () | 発行日時 | 年 月 日 時 分頃 |
| 傷病者情報 | ふりがな 氏名 | | 参加区分 | 選手・監督・役員・観客 その他 () |
| | 生年月日 他 | M・T・S・H 年 月 日生 歳 女 | 競技/会場 | / |
| | 住所 連絡先 | 都道府県名 () | 宿舎の名称 | |
| | | (TEL - -) | 付添者 | (TEL - -) |
| 保険証所持の有無 | | 有 | ・ | 無 |
| 応急手当の内容 | | 1 傷病内容 胃腸障害, 感冒, 貧血, 頭痛, 熱中症, 疲労, 眼病, 耳症 打撲, 捻挫, 骨折, 脱臼, 筋腱断裂, (挫・切・裂) 創, 歯牙の外傷 (受傷部位:) その他 () 2 発症 (事故) 原因 3 処置内容 (処置時間: 時 分) 4 使用医薬品 5 備考 6 搬送 (有 ・ 無) 救護所医師等氏名 _____ | | |

医療機関 担当医 様

いちご一会とちぎ国体において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

年 月 日

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄

※ 本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関からいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会に返送することについて、個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄 (署名)

F A X 送信票

下記診察内容欄等に記入後，この用紙をいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局まで当日中にF A Xでご送付いただきますようお願いいたします。

F A X 番号 0 2 8 5 - 3 2 - 8 6 1 1

| | | |
|------------------|-----------------------|-------------|
| 診 察 内 容 | 1 傷病名 | |
| | 2 治療内容・使用医薬品 | |
| | その他 | |
| 診察医師名 _____ | | |
| 宛先 | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局 | |
| 発 信 者 名 | 医療機関名 | 担当者 (所属) |
| | 住所 | (氏名) |
| | T E L | F A X |

【救護所での記載】

| | |
|-------|-----------|
| 取扱救護所 | 診察依頼書発行番号 |
|-------|-----------|

※ご不明な点等ございましたら，下記までご連絡ください。

T E L 0 2 8 5 - 3 2 - 8 9 2 0

(いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局)

救護日報

| | | | |
|-----------------------|--------------|----------------------------|--|
| 年月日 | 年 月 日 () 天候 | 記入者名 | |
| 競技名 | | 会場名 | |
| 救護所開設時間 | 時 分から 時 分まで | | |
| 従事者 氏名 及び 時間 | 医師 | | 時 分から 時 分まで |
| | 看護師 (保健師) | | 時 分から 時 分まで |
| | | | 時 分から 時 分まで |
| | その他 () | | 時 分から 時 分まで |
| | | 時 分から 時 分まで | |
| 区分 | 取扱患者数 | 医療機関搬送者数 | |
| 選手 | 人 | 人 | |
| 監督 | 人 | 人 | |
| 役員 | 人 | 人 | |
| 観客 | 人 | 人 | |
| その他 | 人 | 人 | |
| 合計 | 人 | 人 | |
| No. | 発症者 | | 内容 (診察依頼書発行 No. _____) |
| | 氏名 | 男 ・ 女 歳 | 1 傷病内容 胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼病 耳症 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 (挫・切・裂) 創 歯牙の外傷 その他 () 2 発症 (事故) 原因 3 処置内容 4 使用医薬品 5 備考 6 搬送の有・無 搬送医療機関 () |
| | 電話番号 | | |
| | 住所 | | |
| | 宿舍名 電話番号 | | |
| | 参加区分 | 選手・監督・役員・ 観客・その他 () | |

| No. | 発症者 | | 内容（診察依頼書発行 No. _____） |
|-----|-------------|----------------------------|--|
| | 氏名 | 男 ・ 女 歳 | 1 傷病内容 胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼病 耳症 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂（挫・切・裂） 創 歯牙の外傷 その他（ ） 2 発症（事故）原因 3 処置内容 4 使用医薬品 5 備考 6 搬送の有・無 搬送医療機関 （ ） |
| | 電話番号 | | |
| | 住所 | | |
| | 宿舎名 電話番号 | | |
| | 参加区分 | 選手・監督・役員・ 観客・その他 （ ） | |

| No. | 発症者 | | 内容（診察依頼書発行 No. _____） |
|-----|-------------|----------------------------|--|
| | 氏名 | 男 ・ 女 歳 | 1 傷病内容 胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼病 耳症 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂（挫・切・裂） 創 歯牙の外傷 その他（ ） 2 発症（事故）原因 3 処置内容 4 使用医薬品 5 備考 6 搬送の有・無 搬送医療機関 （ ） |
| | 電話番号 | | |
| | 住所 | | |
| | 宿舎名 電話番号 | | |
| | 参加区分 | 選手・監督・役員・ 観客・その他 （ ） | |

様式第3号

取扱傷病者一覧

月 日

取扱救護所

| | | 救急所取扱傷病者数 | | | | | 医療機関搬送者の数 | | | | | | |
|----------|----|-----------|----|----|----|-----|-----------|----|----|----|----|-----|---|
| | | 選手 | 監督 | 役員 | 観客 | その他 | 計 | 選手 | 監督 | 役員 | 観客 | その他 | 計 |
| 胃腸障害 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| 感冒 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| 貧血 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| 頭痛 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| 熱中症 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| 疲労 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| 眼症 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| 耳症 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| 打撲 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| 捻挫 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| 骨折 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| 脱臼 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| 筋腱断裂 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| (挫・切・烈)創 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| 歯牙の外傷 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 男 | | | | | | | | | | | | |
| | 女 | | | | | | | | | | | | |
| | 男計 | | | | | | | | | | | | |
| | 女計 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | |

※この様式は一日の業務終了後に救護所が処置記録兼診療依頼書を集計し記載すること。

審議第2号

いちご一会とちぎ国体下野市感染症（防疫）対策実施要領（案）

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体下野市感染症（防疫）対策要項に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における感染症（防疫）対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）、関係機関・団体等と連携し、衛生意識の普及啓発を行い、健康管理の励行、感染症の予防、まん延防止等を図る。

3 実施内容

（1）感染症予防意識の普及啓発

実行委員会は、保健所、県実行委員会及び関係機関・団体等と連携し、感染症の発生を防止するため、選手・監督、役員、視察員、報道員及び一般観覧者等（以下「大会参加者等」という。）に対し、衛生意識の普及啓発を行い、感染症に対する意識の向上に努める。

ア 保健所や県実行委員会が作成した啓発媒体を配布・掲示し、予防意識の向上を図る。

イ 下野市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用して大会参加者等への情報提供および注意喚起に努める。

ウ 広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用した啓発活動を実施する。

エ 各種講習会及びイベント等を活用した啓発活動を実施する。

（2）健康診断等の実施

実行委員会は、保健所が実施する消化器系感染症の発生予防を重点とした健康診断実施の励行等に対し、協力する。

・対象者

ア 大会参加者が宿泊する施設（転用施設等を含む。）の食品関係従事者

イ 大会参加者に昼食（弁当を含む。）を提供する施設の従事者

ウ 大会会場内の飲食営業施設の従事者

エ その他、特に必要と認めた者

（3）防疫体制の整備

ア 実行委員会は大会期間中における大会参加者等に感染症患者が発生した場合や、感染症のまん延を防止するため、緊急連絡体制を整備する。

イ 大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合は、医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、患者が適切な治療を受けられ

るよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて、法令等に基づき必要な措置を講じる。

(4) 感染症予防に関する衛生備品の配備

実行委員会は、大会期間中における感染症の発生予防及びまん延防止のため、競技会場及び練習会場の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指等消毒液等の配備、及びマスクや体温感知器等の配備を行う。

4 その他

(1) この要領に定めるもののほか、感染症（防疫）対策の実施について必要な事項は、別に定める。

(2) 実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策の実施についても、必要に応じてこの要領を準用する。

審議第3号

いちご一会とちぎ国体下野市食品衛生対策実施要領（案）

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体下野市食品衛生対策要項に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等と連携し、食品衛生対策を実施する。

3 実施項目

（1）食品衛生意識の普及啓発

ア 広報・啓発活動

実行委員会は、保健所の協力のもと、市の広報やチラシ等の各種広報媒体を活用して、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

イ 食品衛生講習会

実行委員会は、保健所が食品関係営業施設等を対象に実施する食品衛生講習会等の活動に協力する。

（2）監視・指導

実行委員会は、大会に関する選手・監督、役員、視察員、報道員及び、大会関係者並びに一般観覧者に食品を提供する次にあげる施設（以下「食品関係施設」という。）に対し、保健所が実施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努める。

ア 宿泊施設

イ 弁当調製施設

ウ 弁当引換所

エ 大会会場内の飲食営業施設及び食品販売店（臨時的施設を含む。）

オ 土産食品等の食品製造・販売施設

（3）食中毒等発生時の対応

ア 実行委員会及び食品提供施設の関係者は、食中毒の発生又はその疑いに関する情報入手した時は、速やかに保健所に通報する。

イ 実行委員会及び食品提供施設の関係者は、保健所が実施する食中毒調査に協力し、健康被害の拡大防止及び原因究明に努める。

ウ 実行委員会は、予め大会期間中における食中毒の発生時、緊急時の連絡体制を整備し、関係者にこれを周知する。

4 その他

（1）この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施について必要な事項は、別に定める。

（2）実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における食品衛生対策の実施についても、必要に応じてこの要領を準用する。

審議第4号

いちご一会とちぎ国体下野市環境衛生対策実施要領（案）

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体下野市環境衛生対策要項に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における環境衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等と連携するとともに、地域住民、団体の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

3 実施項目

（1）競技会場等の環境美化

ア 競技会場等の廃棄物は、それぞれの会場に即した処理体制により適正に処理する。

また、ごみ分別区分に応じて分別を行い、リサイクルの推進に努める。

イ 競技会場及び練習会場（以下「競技会場等」という。）内やおもてなしコーナーにごみ箱の設置を行うとともに、定期的な清掃を実施する。

ウ 競技会場等のトイレ（仮設を含む。）は、清掃、点検、し尿の汲取り等を行い、常に清潔を保持するよう衛生的に管理する。

エ 競技会場等には、必要に応じて喫煙所を設置する。また、道路、駐車場及びその他屋外の公共の場所では喫煙しないように働きかける。

オ 広報紙、看板等により、競技会場等におけるごみの減量化・資源化・環境美化等の意識向上に努める。

カ 一般観覧者については、ゴミの持ち帰りを推進し、ごみの減量化を図る。

（2）河川・道路等の生活環境の美化

ア 実行委員会は、競技会場等における道路、河川、公園等の清掃について、関係機関、団体等の協力を得て実施する。

イ 広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用して、ごみの不法投棄及び放置禁止を呼びかけるなど啓発を行う。

ウ 公衆トイレは、衛生的な維持管理を図る。

（3）宿舍の環境美化

ア 保健所等と連携し、宿泊施設に対し監視指導を行うとともに、衛生意識の啓発を図る。

イ 宿泊衛生に関する手引き等を関係者に配布し、宿泊衛生意識の向上及び環境衛生の保持に努めるよう指導する。

（4）飲料水の衛生対策

ア 実行委員会は保健所等の関係機関と協力し、競技会場等及び宿舍へ飲料水を供給

する施設の適正管理について監視指導を行う。

イ 実行委員会は保健所等の関係機関と協力し、競技会場等及び宿舍の水質の安全確保を行うとともに、大会期間中の断水等の不測の事故に対処するための給水体制の整備について、水道事業者に要請する。

4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、環境衛生対策の実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における環境衛生対策の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

審議第5号

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項（案）

1 目的

この要項は、下野市で開催する「いちご一会とちぎ国体」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するものとする。

3 弁当調達計画

実行委員会は、大会に係る弁当の調達について、あらかじめ必要数を把握し、適切な弁当調達計画を作成するものとする。

4 弁当を提供する大会参加者

（1）斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等のうち、希望者に対し弁当料金を徴収して提供する弁当。取扱期間は、原則として競技開催期間とする。

（2）支給弁当

大会役員、競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会係員、競技会補助員等に対し、実行委員会が無償で提供する弁当。取扱期間は、大会業務に従事する期間とする。

5 弁当の申込、発注及び清算

斡旋または支給を行う弁当の申込、発注及び代金の清算については、実行委員会が定める方法により行うものとする。

6 弁当調製施設

（1）弁当調製施設については、施設の衛生管理、調理能力等、別に定める選考基準に基づき、実行委員会が指定する。

（2）実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製し越指定書（様式第1号）を交付する。

7 指定取り消し

実行委員会は、前条の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

8 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行うものとする。

9 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

様式第 1 号

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設指定書

年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄

いちご一会とちぎ国体における弁当調製施設における弁当調製施設について、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項第 7 項に基づき、下記のとおり指定します。

記

| | |
|---------|------------------------------|
| 施 設 名 | |
| 所 在 地 | |
| 代 表 者 名 | |
| 大 会 名 | 第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」 |
| 適 用 期 間 | いちご一会とちぎ国体開催期間 (準備期間を含む。) |

審議第6号

いちご一会とちぎ国体 下野市弁当調製施設選考基準（案）

1 目的

下野市で開催するいちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）において、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準は、次のとおりとする。

2 対象施設

- (1) 食品衛生法等の関係法令の規定により営業許可を受けていること。
- (2) 下野市内に製造所又は事業所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

3 施設の衛生管理体制

- (1) 選考時点において、過去3年間食中毒の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生法に基づき、施設の整備及び管理運営が適正になされていること。
- (3) 調理従事者に対し、大会開催前の1箇月以内に検便を実施すること。（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌（0-157、0-26）及びノロウイルス）
- (4) 検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) HACCP（※注1）に基づく衛生管理、または、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に取り組んでいること。また、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月16日厚生省改正）に基づく対応を実践できること。
- (6) 食品賠償保険等に加入している、もしくは大会期間中に加入することが可能なこと。

4 施設の調製能力

- (1) 曜日にかかわらず1回150食以上の提供が可能であること。
- (2) 原則として、前日の午後6時までの受注で、当日の零時以降に製造を開始し、午前11時の納入が可能であること。
- (3) 郷土の特色を活かした弁当の調整が可能であること。
- (4) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (5) 第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
- (6) 単価に応じた調製が可能であること。

- (7) メニューの日替わりが可能であること。
- (8) 弁当容器に、食品表示法に合致した項目その他実行委員会が指定する表示ができること。
- (9) 実行委員会が指定する容器・包装し等での提供が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 実行委員会が指定した時間及び場所に冷蔵車等（温度調節が可能なもの）を利用して衛生的に配達ができ、弁当引換終了まで室温20℃以下で管理すること。
- (2) 配達同日に弁当容器の回収が可能であること。
- (3) 弁当容器は使い捨ての物とすること。弁当付属品として、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き及び持ち運び用ビニール袋等での提供が可能であること。
- (4) 事前に献立、サンプル（試食弁当）及びその写真の提供が可能であること。
- (5) 献立について、実行委員会から指示があった場合に改善することが可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。
- (7) 保健所等による食品衛生指導に従うこと。

6 信用状況

- (1) 原則として3年以上の営業実績があること。
- (2) 食品に関する法律諸規定が遵守されること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 下野市暴力団排除条例（平成24年下野市条例第3号）第2条の規定に該当しないものであること。

(※注1)

- ・ HACCP…^{ハサップ}食品の製造工程中で、食品事故の原因となるような危険なところをあらかじめ分析し、特に重要な点を重点的に衛生管理する方法(危害分析重要管理点)。
食品衛生法改正（2020年6月制度施行-2021年6月完全制度化）により、食品を取り扱う業者が導入することが義務化された。

本大会までの弁当関係スケジュール

| 日程 | 項目 | 内容 |
|--------------------|--------------------------------------|--|
| 令和2年9月 | 第3回宿泊衛生専門委員会 | 弁当調達要項(案) 弁当調製施設選考基準(案) の審議 |
| 令和2年9月 | 弁当調達要項・弁当調製施設選考基準決定 | 会長専決 |
| 令和2年10月～ 11月 | 弁当調製施設意向調査 弁当料金・弁当容器等の検討 | 弁当調製施設選考基準に基づく 調査・指定 |
| 令和2年12月～ 令和3年1月 | 第4回宿泊衛生専門委員会 | 弁当料金(案) 弁当調製施設の指定(案) 弁当調製事業者募集要領(案) の審議 |
| 令和3年1月～ 2月 | 弁当料金・弁当調製施設の指定 ・弁当調製事業者募集要領 決定 | 会長専決 |
| 令和3年2月 (約1か月間) | 弁当調製事業者募集 | 説明会等開催 |
| 令和3年3月 | 弁当調製事業者決定 | 献立・サンプル弁当の提供依頼 |
| 令和3年3月～ 4月 | 第5回宿泊衛生専門委員会 | リハーサル大会時弁当試食・改善 要望作成 |
| 令和3年7月～ 10月 | 競技別リハーサル大会 | リハーサル大会弁当調達業務 7月：ハンドボール 10月：サッカー |
| 令和3年12月 | 第6回宿泊衛生専門委員会 | 改善要望作成 本大会時弁当容器審議・決定 |
| 令和4年4月～ 5月 | 第7回宿泊衛生専門委員会 | 本大会サンプル弁当試食 改善要望作成 |
| 令和4年6月 | 弁当調達業務委託契約 | 弁当注文取りまとめ等代行業務 委託 |
| 令和4年8月 | 第8回宿泊衛生専門委員会 | 最終確認 |
| 令和4年10月 | 本大会 | 本大会弁当調達業務 |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第3回 宿泊衛生専門委員会

参 考 資 料



いちご一会とちぎ国体 開催準備経過について

※ は市関係分

| 年 度 | 内 容 |
|--------------------|---|
| 2012年度 (平成24年度) | (公財) 栃木県体育協会が平成34年第77回国民体育大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出 |
| | 栃木県議会が国体招致を決議 |
| 2013年度 (平成25年度) | 栃木県知事・栃木県教育委員会・栃木県体育協会会長の連盟により国民体育大会開催要望書を(公財)日本体育協会及び文部科学省に提出 |
| | (公財)日本体育協会が平成34年第77回国民体育大会の栃木県開催を了解(内々定) |
| 2014年度 (平成26年度) | 第77回国民体育大会栃木県準備委員会の設立 |
| | 第77回国民体育大会栃木県準備委員会において開催基本方針の決定 |
| 2015年度 (平成27年度) | 第77回国民体育大会開催基本構想の策定 |
| | 会場地市町村第2次選定 【サッカー(少年男子)、ハンドボール(全種別)】 |
| 2016年度 (平成28年度) | 第1次選定、第2次選定12競技の中央競技団体正規視察 |
| | 栃木県議会において国民体育大会開催に関する決議 |
| | デモンストレーションスポーツ(キンボールスポーツ)開催希望申請書を栃木県に提出 |
| | デモンストレーションスポーツ第1次選定(キンボールスポーツ)内定通知 |
| | 第77回国民体育大会愛称・スローガンの決定 【愛称】いちご一会とちぎ国体 【スローガン】夢を感動へ。感動を未来へ。 |
| | 第77回国民体育大会マスコットキャラクターの制定 「とちまるくん」 |
| 2017年度 (平成29年度) | 栃木県知事、栃木県教育委員会、栃木県体育協会の連盟により国民体育大会開催申請書を(公財)日本体育協会会長及び文部科学省に提出 |
| | (公財)日本体育協会第3回理事会において第77回国民体育大会(本大会)の開催地に栃木県が内定 |
| 2018年度 (平成30年度) | 第77回国民体育大会下野市準備委員会設立発起人会 |
| | 第77回国民体育大会下野市準備委員会設立総会・第1回総会 |
| 2019年度 (令和元年度) | (公財)日本スポーツ協会理事会において第77回国民体育大会(本大会)の会期が2022年10月1日～11日に決定 |
| | 第77回国民体育大会下野市準備委員会第2回総会及びいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回総会 |
| | (公財)日本スポーツ協会理事会において第77回国民体育大会(本大会)の競技会会期が決定 |
| | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回専門委員会 |
| | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回専門委員会 |
| | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回常任委員会(専決) |
| 2020年度 (令和2年度) | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回総会(書面議決) |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、第77回国民体育大会において、下野市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 下野市を代表する者
- (2) 下野市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 10名以内

(3) 常任委員 40名以内

(4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は下野市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

- 6 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまにない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規程により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を得て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 本会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 本会はその目的が達成されたときに解散するものとする。

2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補足

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成30(2018)年11月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和元(2019)年8月8日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際現に第77回国民体育大会下野市準備委員会の委員、顧問及び参与である者は、この会則の施行の日に、第4条第2項の規定によりい

ちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の委員に、第9条第2項の規定によりいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際現に準備委員会の専門委員である者は、この会則の施行の日に、第13条第1項の規定によりいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の専門委員に委嘱されたものとみなす。

4 この会則の施行の際現に効力を有する準備委員会の関係規程及び開催基本方針並びに各種計画中、「第77回国民体育大会」とあるものは「いちご一会とちぎ国体」と「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総会から
常任委員会への委任事項

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づき常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること
- 5 広報及び市民協働に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 委員

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役職 | 氏名 |
|-----|------|----------|----|-------|
| 1 | 市関係 | 下野市 | 市長 | 広瀬 寿雄 |

【委員】 101名

| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役職 | 氏名 |
|-----|----------------------|-------------------|---------------------|--------|
| 2 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議長 | 小谷野 晴夫 |
| 3 | | 下野市議会 | 副議長 | 大島 昌弘 |
| 4 | | 下野市議会総務常任委員会 | 委員長 | 石田 陽一 |
| 5 | | 下野市議会経済建設常任委員会 | 委員長 | 岡本 鉄男 |
| 6 | | 下野市議会教育福祉常任委員会 | 委員長 | 松本 健一 |
| 7 | | 県競技団体 | 公益社団法人 栃木県サッカー協会 | 会長 |
| 8 | 栃木県ハンドボール協会 | | 会長 | 五十嵐 清 |
| 9 | 栃木県キンボールスポーツ連盟 | | 理事長 | 田村 孝士 |
| 10 | 市競技団体関係 | 下野市サッカー協会 | 会長 | 吉澤 賢一 |
| 11 | スポーツ関係 | 下野市スポーツ推進審議会 | 会長 | 野口 俊明 |
| 12 | | 下野市スポーツ推進委員会 | 会長 | 増渕 進 |
| 13 | | 下野市体育協会 | 会長 | 野口 俊明 |
| 14 | | 下野市スポーツ少年団 | 本部長 | 大山 茂 |
| 15 | | NPO法人夢くらぶ国分寺 | 理事長 | 増渕 進 |
| 16 | | NPO法人元気ワイワイ南河内 | 理事長 | 内木 登 |
| 17 | | NPO法人グリムの里スポーツクラブ | 理事長 | 金田 幸子 |
| 18 | | 株式会社栃木サッカークラブ | 代表取締役社長 | 橋本 大輔 |
| 19 | 学校関係 | 下野市小学校長会 | 会長 | 青木 浩美 |
| 20 | | 下野市中学校長会 | 会長 | 坂口 修 |
| 21 | | 栃木県立石橋高等学校 | 校長 | 瀬端 徹 |
| 22 | | 下野市幼稚園連合会 | 会長 | 小倉 康延 |
| 23 | | 学校法人自治医科大学 | 学長 | 永井 良三 |
| 24 | 産業・経済関係 | 下野市商工会 | 会長 | 長 光博 |
| 25 | | 石橋商工会 | 会長 | 吉田 宗司 |
| 26 | | 宇都宮農業協同組合 | 代表理事組合長 | 横松 久夫 |
| 27 | | 小山農業協同組合 | 代表理事組合長 | 福田 浩一郎 |
| 28 | | 下野市青年クラブ協議会 | 会長 | 大島 恵太 |
| 29 | | 下野市建設業協同組合 | 理事長 | 前原 正義 |
| 30 | | 下野市造園建設業協同組合 | 理事長 | 大橋 久也 |
| 31 | | 下野市管工事業協同組合 | 理事長 | 吉田 宗司 |
| 32 | | 下野市本場結城紬振興協議会 | 会長 | 松本 脩 |
| 33 | | 下野市立地企業連絡協議会 | 会長 | 植草 英一郎 |
| 34 | | 株式会社 道の駅しもつけ | 取締役支配人 | 後藤 勲 |
| 35 | | 企業組合すがたがわ | 代表理事 | 池田 栄 |
| 36 | | 通信・運輸関係 | 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社小金井駅 | 駅長 |
| 37 | 下野・壬生タクシー事業者協議会 | | 会長 | 荒川 弘幸 |
| 38 | 日本郵便株式会社 下野小金井郵便局 | | 局長 | 粕谷 竜也 |
| 39 | 東日本電信電話株式会社栃木支店 | | 支店長 | 長谷部 周彦 |
| 40 | 東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社 | | 支社長 | 矢島 浩二 |
| 41 | 一般社団法人栃木県バス協会 | | 会長 | 手塚 基文 |
| 42 | 東京海上日動火災保険株式会社 小山支社 | | 支社長 | 三浦 信明 |
| 43 | 宿泊・観光関係 | 一般社団法人下野市観光協会 | 会長 | 広瀬 寿雄 |
| 44 | | 一般社団法人栃木県旅行業協会 | 会長 | 國谷 一男 |
| 45 | | 石橋飲食旅館料理組合 | 組合長 | 青木 保雄 |
| 46 | | 下野市食生活改善推進員協議会 | 会長 | 佐藤 とよ子 |
| 47 | | 下野市農村生活研究グループ協議会 | 会長 | 伊澤 和江 |
| 48 | | 小山食品衛生協会石橋支部 | 支部長 | 阿部 澄夫 |
| 49 | | 国分寺食品衛生協会 | 会長 | 篠崎 哲夫 |
| 50 | | 南河内食品衛生協会 | 会長 | 須藤 好章 |

| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役職 | 氏名 |
|-----|---------|---------------------|---------|--------|
| 51 | 医療関係 | 一般社団法人小山地区医師会下野支部 | 支部長 | 佐藤 慎 |
| 52 | | 一般社団法人小山歯科医師会 | 会長 | 手束 公一 |
| 53 | | 一般社団法人小山薬剤師会 | 会長 | 山田 利信 |
| 54 | | 公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部 | 支部長 | 野本 史子 |
| 55 | | 日本赤十字社栃木県支部下野市地区 | 地区長 | 広瀬 寿雄 |
| 56 | | 自治医科大学附属病院 | 病院長 | 佐田 尚宏 |
| 57 | | 医療法人社団友志会石橋総合病院 | 理事長 | 正岡 太郎 |
| 58 | | 医療法人小金井中央病院 | 理事長 | 田中 昌宏 |
| 59 | 警備・消防関係 | 石橋地区消防組合消防本部 | 消防長 | 須田 実 |
| 60 | | 下野市消防団 | 団長 | 倉井 茂樹 |
| 61 | | 交通安全協会下野支部 | 支部長 | 奥田 勉 |
| 62 | | 下野地区防犯協会連合会 | 会長 | 広瀬 寿雄 |
| 63 | | 下野市交通指導員連絡協議会 | 会長 | 上野 友彦 |
| 64 | | 下野市女性防火クラブ | 会長 | 海老原 新子 |
| 65 | 社会団体関係 | 下野市自治会長連絡協議会 | 会長 | 川俣 一由 |
| 66 | | 下野市国内交流協会 | 会長 | 川俣 一由 |
| 67 | | 下野市国際交流協会 | 会長 | 伊沢 一郎 |
| 68 | | 社会福祉法人下野市社会福祉協議会 | 会長 | 小口 昇 |
| 69 | | 下野市子ども会育成会連絡協議会 | 会長 | 菊地 将尚 |
| 70 | | 下野市PTA連絡協議会 | 会長 | 阿部 憂子 |
| 71 | | 下野市老人クラブ連合会 | 会長 | 山田 博 |
| 72 | | 下野市緑化推進委員会 | 会長 | 川俣 一由 |
| 73 | | 下野市文化協会 | 会長 | 中川 賢一 |
| 74 | | 一般財団法人 グリムの里いしばし | 理事長 | 伊澤 勝彦 |
| 75 | | 下野市民生委員児童委員協議会 | 会長 | 渡邊 欣有 |
| 76 | | 下野ライオンズクラブ | 会長 | 田村 友輝 |
| 77 | | 石橋ライオンズクラブ | 会長 | 横田 敏弘 |
| 78 | | 下野市身体障害者福祉会 | 会長 | 山本 隆 |
| 79 | | 下野市ボランティア連絡協議会 | 会長 | 海老原 新子 |
| 80 | | 下野市健康推進員協議会 | 会長 | 上野 文夫 |
| 81 | 報道関係 | 日本放送協会宇都宮放送局 | 局長 | 村木 優実子 |
| 82 | | 株式会社産経新聞社宇都宮支局 | 支局長 | 鈴木 憲司 |
| 83 | | 株式会社下野新聞社下野支局 | 支局長 | 野村 明敏 |
| 84 | | 株式会社テレビ朝日宇都宮支局 | 支局長 | 小平 和英 |
| 85 | | 東京新聞宇都宮支局 | 支局長 | 蒲 敏哉 |
| 86 | | ケーブルテレビ株式会社 | 代表取締役 | 高田 光浩 |
| 87 | | 株式会社とちぎテレビ | 代表取締役社長 | 黒内 和男 |
| 88 | | 株式会社栃木南部よみうり | 営業部長 | 尾池 護 |
| 89 | | 株式会社朝日新聞社宇都宮総局 | 総局長 | 向井 貴之 |
| 90 | | 株式会社毎日新聞社宇都宮支局 | 支局長 | 青木 英一 |
| 91 | | 株式会社読売新聞社小山支局 | 支局長 | 林 栄太郎 |
| 92 | 市関係 | 下野市 | 副市長 | 山中 庄一 |
| 93 | | 下野市教育委員会 | 教育長 | 池澤 勤 |
| 94 | | 下野市総合政策部 | 部長 | 小谷野 雅美 |
| 95 | | 下野市総務部 | 部長 | 梅山 孝之 |
| 96 | | 下野市市民生活部 | 部長 | 山中 利明 |
| 97 | | 下野市健康福祉部 | 部長 | 手塚 均 |
| 98 | | 下野市産業振興部 | 部長 | 栃本 邦憲 |
| 99 | | 下野市建設水道部 | 部長 | 瀧澤 卓倫 |
| 100 | | 下野市議会事務局 | 局長 | 谷田貝 明夫 |
| 101 | | 下野市教育委員会事務局 | 教育次長 | 清水 光則 |
| 102 | | 下野市 | 会計管理者 | 所 光子 |
| 103 | | 下野市 | 代表監査委員 | 大久保 武 |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 顧問・参与

(順不同・敬称略)

【顧問】 1名

| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役職 | 氏名 |
|-----|-------|----------|----|-------|
| 104 | 県議会関係 | 栃木県議会 | 議員 | 高山 和典 |

【参与】 23名

| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役職 | 氏名 |
|-----|-------|------------------------------|------|--------|
| 105 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 秋山 幸男 |
| 106 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 石田 陽一 |
| 107 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 岡本 鉄男 |
| 108 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 松本 賢一 |
| 109 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 大島 昌弘 |
| 110 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 坂村 哲也 |
| 111 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 伊藤 陽一 |
| 112 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 五戸 豊弘 |
| 113 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 貝木 幸男 |
| 114 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 石川 信夫 |
| 115 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 相澤 康男 |
| 116 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 奥田 勉 |
| 117 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 中村 節子 |
| 118 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 高橋 芳市 |
| 119 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 小谷野 晴夫 |
| 120 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 磯辺 香代 |
| 121 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議員 | 村尾 光子 |
| 122 | 市教育委員 | 下野市教育委員会 | 委員 | 永山 伸一 |
| 123 | 市教育委員 | 下野市教育委員会 | 委員 | 佐間田 香 |
| 124 | 市教育委員 | 下野市教育委員会 | 委員 | 熊田 裕子 |
| 125 | 市教育委員 | 下野市教育委員会 | 委員 | 石嶋 和夫 |
| 126 | 国・県関係 | 国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所 国分寺出張所 | 出張所長 | 松村 光雄 |
| 127 | 国・県関係 | 下野警察署 | 署長 | 篠原 勝弘 |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 役員

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役職 | 氏名 |
|-----|------|----------|----|-------|
| 1 | 市関係 | 下野市 | 市長 | 広瀬 寿雄 |

【副会長】 7名

| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役職 | 氏名 |
|-----|---------|--------------|-----|--------|
| 1 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議長 | 小谷野 晴夫 |
| 2 | 産業・経済関係 | 下野市商工会 | 会長 | 長 光博 |
| 3 | | 石橋商工会 | 会長 | 吉田 宗司 |
| 4 | スポーツ関係 | 下野市体育協会 | 会長 | 野口 俊明 |
| 5 | 社会团体関係 | 下野市自治会長連絡協議会 | 会長 | 川俣 一由 |
| 6 | 市関係 | 下野市 | 副市長 | 山中 庄一 |
| 7 | | 下野市教育委員会 | 教育長 | 池澤 勤 |

【常任委員】 33名

| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役職 | 氏名 |
|-----|---------|-------------------|------|--------|
| 1 | 市議会関係 | 下野市議会 | 副議長 | 大島 昌弘 |
| 2 | | 下野市議会総務常任委員会 | 委員長 | 石田 陽一 |
| 3 | | 下野市議会経済建設常任委員会 | 委員長 | 岡本 鉄男 |
| 4 | | 下野市議会教育福祉常任委員会 | 委員長 | 松本 健一 |
| 5 | 県競技団体 | 公益社団法人 栃木県サッカー協会 | 会長 | 星野 務 |
| 6 | | 栃木県ハンドボール協会 | 会長 | 五十嵐 清 |
| 7 | | 栃木県キンボールスポーツ連盟 | 理事長 | 田村 孝士 |
| 8 | スポーツ関係 | 下野市スポーツ推進審議会 | 会長 | 野口 俊明 |
| 9 | | 下野市スポーツ推進委員会 | 会長 | 増淵 進 |
| 10 | | NPO法人夢くらぶ国分寺 | 理事長 | 増淵 進 |
| 11 | | NPO法人元気ワイワイ南河内 | 理事長 | 内木 登 |
| 12 | | NPO法人グリムの里スポーツクラブ | 理事長 | 金田 幸子 |
| 13 | 学校関係 | 下野市小学校長会 | 会長 | 青木 浩美 |
| 14 | | 下野市中学校長会 | 会長 | 坂口 修 |
| 15 | | 栃木県立石橋高等学校 | 校長 | 瀬端 徹 |
| 16 | 通信・運輸関係 | 下野・壬生タクシー事業者協議会 | 会長 | 荒川 弘幸 |
| 17 | | 一般社団法人栃木県バス協会 | 会長 | 手塚 基文 |
| 18 | 宿泊・観光関係 | 一般社団法人下野市観光協会 | 会長 | 広瀬 寿雄 |
| 19 | | 石橋飲食旅館料理組合 | 組合長 | 青木 保雄 |
| 20 | 医療関係 | 一般社団法人小山地区医師会下野支部 | 支部長 | 佐藤 慎 |
| 21 | 警備・消防関係 | 下野市交通指導員連絡協議会 | 会長 | 上野 友彦 |
| 22 | 社会团体関係 | 社会福祉法人 下野市社会福祉協議会 | 会長 | 小口 昇 |
| 23 | | 下野市子ども会育成会連絡協議会 | 会長 | 菊地 将尚 |
| 24 | | 下野市PTA連絡協議会 | 会長 | 阿部 憂子 |
| 25 | 報道関係 | 株式会社下野新聞社下野支局 | 支局長 | 野村 明敏 |
| 26 | 市関係 | 下野市総合政策部 | 部長 | 小谷野 雅美 |
| 27 | | 下野市総務部 | 部長 | 梅山 孝之 |
| 28 | | 下野市市民生活部 | 部長 | 山中 利明 |
| 29 | | 下野市健康福祉部 | 部長 | 手塚 均 |
| 30 | | 下野市産業振興部 | 部長 | 栃本 邦憲 |
| 31 | | 下野市建設水道部 | 部長 | 瀧澤 卓倫 |
| 32 | | 下野市議会事務局 | 局長 | 谷田貝 明夫 |
| 33 | | 下野市教育委員会事務局 | 教育次長 | 清水 光則 |

【監事】 2名

| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名及び役職 | 役職 | 氏名 |
|-----|------|--------------|--------|-------|
| 1 | 市関係 | 下野市 | 会計管理者 | 所 光子 |
| 2 | | 下野市 | 代表監査委員 | 大久保 武 |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則（平成30（2018）年11月12日施行）第13条第3項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31(2019)年2月4日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

別表(第2条関係)

| 名称 | 付託事項 | 委任事項 |
|---------------|--|----------------------------------|
| 総務企画 専門委員会 | 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光・おもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関する こと。 | 左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。 |
| 競技式典 専門委員会 | 1 競技会の運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設の整備に関すること。 4 情報通信に関すること。 5 その他競技式典に関すること。 | 左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。 |
| 宿泊衛生 専門委員会 | 1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。 | 左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。 |
| 輸送交通 専門委員会 | 1 輸送・交通に関すること。 2 消防・警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 | 左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。 |

総務企画専門委員会委員一覧

(敬称略)

| No. | 選出区分 | 機関・団体名 | 専門委員会 | |
|-----|---------|-----------------|--------------|--------|
| | | | 役職 | 氏名 |
| 1 | スポーツ関係 | 下野市体育協会 | 会長 | 野口 俊明 |
| 2 | スポーツ関係 | 株式会社栃木サッカークラブ | 運営部ホームタウン | 赤井 秀行 |
| 3 | 学校関係 | 下野市小学校長会 | 薬師寺小学校長 | 海老原 忠 |
| 4 | 学校関係 | 下野市中学校長会 | 国分寺中学校長 | 石崎 雅也 |
| 5 | 学校関係 | 栃木県立石橋高等学校 | 教頭 | 小林 崇宏 |
| 6 | 学校関係 | 下野市幼稚園連合会 | 野ばら幼稚園園長 | 佐藤 麻矢子 |
| 7 | 学校関係 | 学校法人自治医科大学 | 総務部長 | 藤田 康幸 |
| 8 | 産業・経済関係 | 下野市商工会 | 副会長 | 野田 善一 |
| 9 | 産業・経済関係 | 石橋商工会 | 理事 | 小堀 義美 |
| 10 | 産業・経済関係 | 宇都宮農業協同組合 | 南河内営農経済センター長 | 坂入 宏一 |
| 11 | 産業・経済関係 | 小山農業協同組合 | 北部営農支援センター長 | 小林 裕二 |
| 12 | 宿泊・観光関係 | 一般社団法人下野市観光協会 | 事務局長 | 山内 隆匡 |
| 13 | 社会団体関係 | 下野市自治会長連絡協議会 | 副会長 | 渡邊 欣宥 |
| 14 | 社会団体関係 | 下野市国内交流協会 | 監事 | 本橋 保夫 |
| 15 | 社会団体関係 | 下野市国際交流協会 | 副会長 | 黒須 重光 |
| 16 | 社会団体関係 | 下野市社会福祉協議会 | 事務局次長兼総務課長 | 角田 充仙 |
| 17 | 社会団体関係 | 下野市子ども会育成会連絡協議会 | 副会長 | 杉浦 伸介 |
| 18 | 社会団体関係 | 下野市PTA連絡協議会 | 理事 | 渡邊 喜正 |
| 19 | 社会団体関係 | 下野市老人クラブ連合会 | 会長 | 山田 博 |
| 20 | 社会団体関係 | 下野市文化協会 | 副会長 | 高橋 佳枝 |
| 21 | 社会団体関係 | 下野市ボランティア連絡協議会 | 会計 | 福田 白 |
| 22 | 市関係 | 総合政策部総合政策課 | 課長 | 福田 充男 |
| 23 | 市関係 | 総合政策部市民協働推進課 | 課長 | 根本 宣明 |
| 24 | 市関係 | 健康福祉部社会福祉課 | 課長 | 木村 一枝 |
| 25 | 市関係 | 健康福祉部こども福祉課 | 課長 | 仙頭 明久 |

総務企画専門委員会委員一覧

(敬称略)

| No. | 選出区分 | 機関・団体名 | 専門委員会 | |
|-----|------|-----------------|-------|--------|
| | | | 役職 | 氏名 |
| 26 | 市関係 | 健康福祉部高齢福祉課 | 課長 | 長塚 章 |
| 27 | 市関係 | 産業振興部農政課 | 課長 | 野口 範雄 |
| 28 | 市関係 | 産業振興部商工観光課 | 課長 | 伊澤 巳佐雄 |
| 29 | 市関係 | 教育委員会事務局学校教育課 | 課長 | 田澤 孝一 |
| 30 | 市関係 | 教育委員会事務局生涯学習文化課 | 課長 | 篠崎 正代 |
| 31 | 市関係 | 教育委員会事務局文化財課 | 課長 | 山口 耕一 |

競技式典専門委員会委員一覧

(敬称略)

| No. | 選出区分 | 機関・団体名 | 専門委員会 | |
|-----|---------|-------------------|--------|-------|
| | | | 役職 | 氏名 |
| 1 | 県競技団体 | 公益社団法人栃木県サッカー協会 | 理事 | 福田 治 |
| 2 | 県競技団体 | 栃木県ハンドボール協会 | 副理事長 | 岸 裕行 |
| 3 | 県競技団体 | 栃木県キンボールスポーツ連盟 | 理事長 | 田村 孝士 |
| 4 | 市競技団体関係 | 下野市サッカー協会 | 会長 | 吉澤 賢一 |
| 5 | スポーツ関係 | 下野市スポーツ推進委員会 | 顧問 | 梁島 耕治 |
| 6 | スポーツ関係 | 下野市スポーツ推進委員会 | 副会長 | 松山 裕 |
| 7 | スポーツ関係 | 下野市体育協会 | 副会長 | 金島 真 |
| 8 | スポーツ関係 | 下野市スポーツ少年団 | 本部長 | 大山 茂 |
| 9 | スポーツ関係 | NPO法人夢くらぶ国分寺 | 理事 | 増山 裕子 |
| 10 | スポーツ関係 | NPO法人元気ワイワイ南河内 | 事務局長 | 熊谷 美里 |
| 11 | スポーツ関係 | NPO法人グリムの里スポーツクラブ | 理事長 | 金田 幸子 |
| 12 | 学校関係 | 栃木県立石橋高等学校 | 地域連携教員 | 針谷 勉 |
| 13 | 学校関係 | 学校法人自治医科大学 | 教授 | 板井 美浩 |
| 14 | 市関係 | 総合政策部総合政策課 | 課長 | 福田 充男 |
| 15 | 市関係 | 教育委員会事務局教育総務課 | 課長 | 近藤 善昭 |
| 16 | 市関係 | 教育委員会事務局学校教育課 | 課長 | 田澤 孝一 |

宿泊衛生専門委員会委員一覧

(敬称略)

| No. | 選出区分 | 機関・団体名 | 専門委員会 | |
|-----|---------|---------------------|-------|--------|
| | | | 役職 | 氏名 |
| 1 | 宿泊・観光関係 | 一般社団法人下野市観光協会 | 事務局長 | 山内 隆匡 |
| 2 | 宿泊・観光関係 | 石橋飲食旅館料理組合 | 組合長 | 青木 保雄 |
| 3 | 宿泊・観光関係 | 下野市食生活改善推進員協議会 | 副会長 | 齋藤 好子 |
| 4 | 宿泊・観光関係 | 下野市農村生活研究グループ協議会 | 顧問 | 菊地 百合子 |
| 5 | 宿泊・観光関係 | 小山食品衛生協会石橋支部 | 支部長 | 阿部 澄夫 |
| 6 | 宿泊・観光関係 | 国分寺食品衛生協会 | 会長 | 篠崎 哲夫 |
| 7 | 宿泊・観光関係 | 南河内食品衛生協会 | 顧問 | 早川 進 |
| 8 | 医療関係 | 一般社団法人小山地区医師会下野支部 | — | 都丸 高志 |
| 9 | 医療関係 | 一般社団法人小山歯科医師会 | 副会長 | 黒田 裕之 |
| 10 | 医療関係 | 一般社団法人小山薬剤師会 | 理事 | 塩野入 洋 |
| 11 | 医療関係 | 公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部 | 助産師 | 渡部 睦美 |
| 12 | 市関係 | 市民生活部環境課 | 課長 | 坂本 秀夫 |
| 13 | 市関係 | 健康福祉部健康増進課 | 課長 | 近藤 和行 |
| 14 | 市関係 | 産業振興部農政課 | 課長 | 野口 範雄 |
| 15 | 市関係 | 産業振興部商工観光課 | 課長 | 伊澤 巳佐雄 |

輸送交通専門委員会委員一覧

(敬称略)

| No. | 選出区分 | 機関・団体名 | 専門委員会 | |
|-----|---------|--------------------------------|-------|--------|
| | | | 役職 | 氏名 |
| 1 | 通信・運輸関係 | 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 小金井駅 | 駅長 | 江面 貴之 |
| 2 | 通信・運輸関係 | 下野・壬生タクシー事業者協議会 | 会長 | 荒川 弘幸 |
| 3 | 通信・運輸関係 | 一般社団法人栃木県バス協会 | 専務理事 | 小矢島 応行 |
| 4 | 警備・消防関係 | 石橋地区消防組合消防本部 | 警防課長 | 鯉沼 崇 |
| 5 | 警備・消防関係 | 下野市消防団 | 副団長 | 小平 友一 |
| 6 | 警備・消防関係 | 交通安全協会下野支部 | 支部会計 | 蓬田 英夫 |
| 7 | 警備・消防関係 | 下野地区防犯協会連合会 | 理事 | 直井 満 |
| 8 | 警備・消防関係 | 下野市交通指導員連絡協議会 | 副会長 | 茂呂 昭雄 |
| 9 | 警備・消防関係 | 下野市女性防火クラブ | 副会長 | 五月女 豊子 |
| 10 | 国・県関係 | 国土交通省関東地方整備局宇都宮 国道事務所国分寺出張所 | 出張所長 | 松村 光雄 |
| 11 | 国・県関係 | 下野警察署 | 交通課長 | 小島 悟 |
| 12 | 市関係 | 市民生活部安全安心課 | 課長 | 直井 満 |
| 13 | 市関係 | 建設水道部建設課 | 課長 | 保沢 明 |

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画

いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）の成功に向け、下野市民の元気と力を集結し「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現につながる国体を目指し、下野市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国体を一過性のものとせず、スポーツを通じてまちづくりの好循環につながる国体とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる国体を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国体開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、参加した選手をはじめ、国体に関わった人々を通じて下野市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが国体開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって国体を盛り上げていくことにより、国体終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

(5) 観光・接伴

選手・監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、下野市の観光・文化など多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなどあらゆる手段を講じながら効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

(9) 宿泊

選手や監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、国体に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

下野市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防・警備

競技会場その他国体関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時の緊急対策について万全を期するため、県、競技団体、消防・警察その他関係機関と緊密に連携しながら、消防防災・警備体制の確立を図る。

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】

| 年度 | 2018年度(4年前) | 2019年度(3年前) | 2020年度(2年前) | 2021年度(1年前) | 2022年度(開催年) |
|---------------|---|--|---|--|--|
| 主要行事 | | 日本スポーツ協会・ 文部科学省総合視察 大会開催・会期決定 | | リハーサル大会開催 中央競技団体視察 | 第77回国民体育大会 開催 第22回全国障害者 スポーツ大会開催 |
| 準備組織 | 準備委員会 設立発起人会開催 準備委員会 設立総会・第1回総会 常任委員会開催 | 国体準備室(仮) (4月) 第2回準備委員総会・ 第1回実行委員会総会 開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会 設置・開催 競技式典専門委員会 設置・開催 宿泊衛生専門委員会 設置・開催 輸送交通専門委員会 設置・開催 庁内推進本部 設置・開催 | 第2回実行委員会 総会開催 | 第3回実行委員会 総会開催 | 第4回実行委員会 総会開催 |
| ①総務企画 ②財 務 | 開催推進総合計画 策定・進行管理 ①総務企画 ②財 務 | | 大会運営ガイドライン 策定 協賛取扱要項策定 リハ大会経費検討 大会経費予算検討 | 大会実施本部運営 マニュアル作成 協賛の推進 リハ大会予算 執行・決算 大会予算編成 | 大会予算 執行・決算 大会用 識別用品整備 遺失物・拾得物 取扱実施 大会保険加入 |
| ③広 報 | | 広報基本計画策定 ↓ 広報 アクションプラン策定 ↓ 広報啓発活動の推進 実行委員会ホーム ページ開設準備 大会報告書編成 方針決定 | 実行委員会ホーム ページ開設・運営 | 実行委員会ホーム ページ運営 大会報告書作成 | 大会報告書 |
| ④市民活動 | | 市民運動基本計画策定 市民運動 アクションプラン策定 ボランティア募集等 の検討 ↓ ボランティア募集 要項策定 | 市民運動 アクションプラン実施 リハ大会ボランティア 業務計画策定 ボランティア募集 | 大会ボランティア 業務計画策定 ボランティア募集・ 研修会開催 リハ大会 ボランティア配置 | 大会ボランティア配置 |
| ⑤観光・ おもてなし | | 観光・おもてなし 基本計画策定 | 観光・おもてなし 実施要項策定 総合案内所 設置要項策定 休憩所等 設置要項策定 売店 設置要項策定 歓迎装飾実施要項策定 | ガイドブック・観光ガイド マップ作成検討 リハ大会 総合案内所設置 リハ大会 休憩所等設置 リハ大会 売店設置 | ガイドブック・観光ガイド マップ配布 案内所設置 休憩所等設置 売店設置 歓迎装飾実施 |
| 国体開催県 | 福井県 | 茨城県 | 鹿児島県 | 重慶 | 栃木県 |

第5回実行委員会解散総会

大会決算書

第77回国民体育大会開催

大会報告書

総務企画専門委員会

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】

| 年度 | 2018年度(4年前) | 2019年度(3年前) | 2020年度(2年前) | 2021年度(1年前) | 2022年度(開催年) | |
|-------|-------------|-----------------|--------------------------|---------------------------------|----------------------------|--------|
| ⑥競技 | 競技式典専門委員会 | 競技運営基本計画策定 | 競技別実施計画策定 | 競技別実施要項策定 競技日程・組合せ表(案)作成 | 競技別プログラム作成 組合せ抽選会実施 | |
| | | 競技用具整備計画検討 | 競技用具整備計画策定 競技用具整備 | 競技役員等編成(案)作成 | 競技役員等編成決定・委嘱 | |
| | | | 競技会係員・補助員編成計画策定 | 競技会係員・補助員編成決定及び養成 | 競技会係員・補助員の委嘱 | |
| | | リハ大会開催基本計画策定 | 競技別リハ大会実施要項策定 | | | |
| | | 練習会場地案作成 | 練習会場協力依頼 | 練習会場借用依頼 | | |
| | | | デモスポ実施要項検討 | デモスポ実施要項策定 | デモスポ開催 | |
| | | | 情報通信基本計画策定 | 情報通信業務実施要項策定 | 臨時通信施設架設設置 | |
| ⑦式典 | | | 式典基本計画策定 炬火イベント実施計画策定 | 式典実施要項策定 炬火イベント実施要項策定 | 各競技会開始式・表彰式の実施 炬火イベント実施 | |
| ⑧施設 | | | 施設整備基本計画策定 | リハ大会会場設営仕様書作成 | リハ大会会場設営 大会会場設営仕様書作成 | 大会会場設営 |
| | | | 競技施設整備の実施 | | | |
| ⑨宿泊 | 宿泊衛生専門委員会 | 宿泊基本計画策定 | リハ大会宿泊要項作成 | 大会宿泊要項作成 | 大会宿泊本部設置 | |
| | | 第一次仮配宿シミュレーション | 第二次仮配宿シミュレーション | 第三次仮配宿シミュレーション | 大会配宿実施 | |
| | | | リハ大会弁当調達要項作成 | 大会弁当調達要項作成 | 大会弁当調達 | |
| ⑩医事衛生 | | 医事衛生基本計画策定 | 医療救護対策要項策定 | 医療救護対策実施要領策定 リハ大会対策救護所設置計画策定 | 救護所設置計画策定 リハ大会救護所設置 | |
| | | | 感染症(防疫)対策要項策定 | 感染症(防疫)対策要領策定 | 防疫対策実施計画策定 | |
| | | | 食品衛生対策要項策定 | 食品衛生対策要領策定 | 食品衛生対策実施計画策定 | |
| | | | 環境衛生対策要項策定 | 環境衛生対策要領策定 | 環境衛生対策実施計画策定 | |
| | | | | 廃棄物処理計画策定 | 廃棄物処理実施 | |
| ⑪輸送交通 | 輸送交通専門委員会 | 輸送交通基本計画策定 | リハ大会輸送計画策定 | リハ大会計画輸送実施 | | |
| | | 輸送業務実施要項策定 | 計画輸送シミュレーション | 会場地輸送計画策定 | 輸送本部設置 | |
| | | 輸送計画等調査 | 交通対策業務実施要項検討 | 交通対策業務実施要項策定 | | |
| ⑫消防警備 | 消防警備専門委員会 | 消防防災・警備業務基本計画策定 | 消防防災・警備業務実施要項策定 | 大会自主警備計画策定 | 消防警備本部設置 | |
| | | | リハ大会消防警備計画策定 | リハ大会消防警備本部設置 | | |
| 国体開催県 | 福井県 | 茨城県 | 鹿児島県 | 三重県 | 栃木県 | |

第77回国民体育大会開催